

新発田市制度融資

R8.4.1改定

資金名	対象者の要件	用途	融資限度額	返済期間	年利率				
					保証有無	運転資金	設備資金		
							市外業者利用	市内業者利用	
一般資金	振興資金	次のいずれにも該当する方 ①個人営業者の場合は、市内に住所がある方。法人の場合は、借入申し込みの6か月以上前に、市税務課に法人設立・設置届け出書を提出している方 ②同一事業を6か月以上継続して営み、現在も営んでいる方	800万円	5年以内	信付付	2.20%	2.00%		
	信保無				2.50%				
	地方産業育成資金	同上	1,000万円	運転:5年以内 設備:7年以内 併用:5年以内	信付付(100%保証)	2.10%			
					信保付(責任共有)	2.30%			
活性化対策資金	上記の「振興資金」の要件を満たしている方で、店舗、工場、作業場の新增改築、生産効率を高める機械・設備の新設、従業員の福利厚生施設の設置を行う方	設備資金	2,000万円	1,000万円以下: 7年以内 1,000万円超: 10年以内	信付付	2.50%	2.30%		
					信保無		2.60%		
中小企業向け資金	上記の「振興資金」の要件を満たしている方で、次の①②③のいずれかに該当する方 ①最近3か月の平均売上高が、前年同期に比べて減少している方 ②原油価格の上昇により、最近3か月の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合が、前年同期に比べて増加している方 ③最近3か月の平均売上総利益率または平均営業利益率が、前年同期に比べて減少している方	運転資金 設備資金 借換資金	2,000万円	10年以内	信付付	2.10%			
					信保無	2.20%			
特別資金	新規創業支援資金	これから新たに創業する方または創業後5年を経過していない方	2,000万円	運転:5年以内 設備:7年以内 併用:5年以内	信付付	2.00%	1.80%		
	空き店舗等対策資金	商店街振興組合または商店会の代表者が空き店舗もしくは空き地として認定した場所または市長が特に認める場所に店出しようとする方で、事業を開始する具体的な計画がある方	1,000万円	運転:5年以内 設備:7年以内 併用:5年以内	信付付	1.19%	0.99%		
					信保無	1.49%	1.29%		
	移転資金	上記の「振興資金」の要件を満たしている方で、公的事由により操業の全部を市長が適当と認めた地域へ移転する方	設備資金	所要資金の2/3以内 3,000万円	7年以内	信付付	2.70%		
	団体向け資金	上記の「振興資金」の要件を満たしている方で、企業が集団化を行い、操業の全部を市長が適当と認めた地域へ移転する方	設備資金	当該事業1件につき 3,000万円	7年以内	信付付	2.70%		
						信保無	3.00%		
組合共同施設資金	市内に事業所を有し、共同店舗及び共同施設又は共同設備の設置を行うため資金を必要とする方	設備資金	所要資金の2/3以内 3,000万円	7年以内	信付付	2.70%			
					信保無	3.00%			

※このほかに公害防止施設資金、宅内配管工事費資金、排水設備設置資金もあります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

商工振興課 商業・まちなか振興係(☎28-9650)

各金融機関

※ただし、公害防止施設資金は環境衛生課(☎28-9120)、宅内配管工事費資金は水道局業務課(☎20-0141)、排水設備設置資金は下水道課(☎23-7284)

(備考)

※設備資金→市内に設置する場合のみ利用可能。(土地取得のための資金及び新会社設立のための資本金は除く。)

※運転資金と設備資金を併用する場合は、設備資金の割合が融資額の8割以上でないと優遇利率が適用にならない。

※複数業者から購入する場合は、市内業者への発注額が総額の8割以上でないと優遇利率適用にならない。

※運転資金と設備資金で返済期間が異なる資金において運転と設備を併用する場合、返済期間は短い方が適用される。

例:産育で運転設備併用⇒返済期間の最長は5年

※融資条件変更の融資期限延長上限は利用資金の返済期間の1.5倍まで(ただし産業育成資金は期限の延長不可)

(例)振興資金の期間延長上限は7年6ヶ月